

令和4年（ネ）第287号  
大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

## 控訴第9準備書面（要旨）

（公務員の「職務上の秘密」該当性の判断権者等について）

名古屋高等裁判所 御中  
（民事第2部）

2023年7月10日

控訴人（一審原告）ら訴訟代理人

弁護士 山田 秀 樹 外

第1 公務員の「職務上の秘密」該当性の判断権者に関する学説・判例と判断権が  
裁判所にあること

### 1 問題の所在

一審原告らは、証拠申出書において、大垣警察の警察官らの証人尋問を申請したところであるが、民訴法191条の公務員の「職務上の秘密」に関する証言拒絶権について、その判断権が監督官庁にあるのか、裁判所にあるのかについて長年に亘り論争が行なわれてきた。本件事件についてもこの点が問題となっている。

かつては、「職務上の秘密」該当性の判断権は監督官庁にあるとする見解が多数説であるとされてきた。他方、判断権が裁判所にあるとする説の代表的な論者は、①民訴法上の法概念の解釈や証人能力に関する判断を裁判所が行なわず行政庁が行なうのは適切でない、②いずれにせよ証人による疎明は必要であり、疎明である以上、裁判所の判断があるはずであると説く。

### 2 裁判例の検討

本論点に関する裁判例として、自衛隊情報保全隊事件がある。仙台高裁は、自

衛隊員証人らの尋問事項について、防衛大臣が多くの尋問事項につき職務上の秘密に該当する旨回答したにも関わらず、これら証人を採用すると共に、防衛大臣が承認しなかった事項に対する尋問を許可した。そして、尋問は実施された。このように、判断権が裁判所に存することを前提とする審理方法は、実務においても次第に定着してきている。

### 3 裁判所が判断すべきである

(1) 近時は、判断権は裁判所にある、との学説が多数説を占めつつある。その主な論拠は次のとおりである。

ア 公務員の証言義務の存否の判断権限を監督官庁に委ねることは、私人が証言拒絶の理由を疎明しなければならない場合と均衡を失する。

イ 「職務上の秘密」の概念そのものに解釈上の争いがあるのであるから、受訴裁判所がこれについて判断すべきである。

ウ 公務員の証人が裁判所に対してした証言拒絶の理由の疎明について、文書提出命令の場面では、裁判所がその正当性を判断することを予定している。

(2) 上記のほか、判断権は裁判所にあるというべき理由がある

ア これが問題となる多くの場合が、公務員の職権濫用等による職務行為の違法性が問題となっている事件であるところ、憲法13条は、個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重について規定し、憲法78条、81条は、司法権の独立、違憲立法審査権を規定し、他方で憲法99条は公務員の憲法尊重擁護義務を規定している。公務員の職務行為の適法性は、基本的人権の尊重擁護との関係で、常に厳格な司法審査に付されるべきであるとの日本国憲法の構造からすると、「職務上の秘密」に該当するか否かの判断も、これに利害関係を有し、公正な対応が期待し難い監督官庁ではなく、裁判所がなすべきである。

イ 民訴法の文書提出命令に関し、「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に該当しないと裁判所が判断するときには文書提出義務が存するとの規定がある。本件問題を検討する場合には、文書提出命令の仕組み、

考え方が参照されるべきである。

#### 4 「職務上の秘密」の範囲

- (1) 「職務上の秘密」の意義については、その事項が広く一般人に知られておらず、かつ、国家が行政目的等を達成するため実質的にもそれを秘密として保護に値するものをいうとする説（実質秘説）が通説である。

平成17年最高裁決定は、文書提出命令に関する事案について、実質秘説を採用することを明らかにした。本件の「職務上の秘密」の解釈に関しても、判例は実質秘説を採用したとされている。

- (2) この判例は、「公務員の職務上の秘密」につき、「公務員の所掌事務に属する秘密だけでなく、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密であって、それが本案事件において公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるものも含まれる」とも判示している。本件の「職務上の秘密」の解釈にもこれは妥当する。
- (3) 本件において①大垣警察の職員らがシーテック社に提供した情報は、ほとんどが公安警察によって一審原告らの同意を得ずに秘密裡に収集された一審原告らに関する個人情報であること、②朝日新聞の報道により一審原告らのこれらの個人情報は、公知のものとなっていること、③一審原告らが開示された個人情報に関する真相の解明を求める本訴を提起し、大垣警察の職員をはじめとした公安警察の証人尋問を求めていること等の事情によると、a 非公知性、b 要保護性があり、しかも c 一審原告らに関する情報であること、からすると、これらの個人情報は「職務上の秘密」に該当しないことは明らかである。

#### 5 違法な職務行為の疑いがある公務員に対する証人尋問の必要性

- (1) 大垣警察の職員をはじめとする公安警察の違法な行為は、公益を守るために保護されるべき公務員の「職務上の秘密」とは言えない。裁判によりその違法性を積極的に明らかにし、もって公安警察の職務行為に関する適法性・公益性からの逸脱の真相を明らかにすると共に、侵害された一審原告ら市民の被害を回復し、人権擁護を全うするべきであるからである。裁判所は監督官庁の承認を求めるまでもなく、当該公務員の証人尋問をなすべきである。

(2) 本件の検討

ア 本件については、原審において、大垣警察の職員らが、シーテック社の社員らに対し、公安警察において収集保管していた情報の一部を違法に提供した事実が具体的に認定され、その違法性を認定している。しかし、一審原告らが証人申請した警察官らについて、原審裁判所は、まず監督官庁に「職務上の秘密」についての「承認」を求めた。監督官庁は、法の趣旨を逸脱して、証人の経歴以外の尋問事項を全て不承認とした。原審裁判所は、この不承認を不当にも無条件に受け入れた。そのため公安警察に属する証人らの尋問が不可能となり、真相の解明がなされなかった。

イ 原審裁判所のこうした訴訟指揮と証拠決定は、不当かつ不適法であることは明らかである。原審裁判所は、違法と認定した大垣警察の職員らによる一審原告らの個人情報の提供行為に関連した公安警察の警察官らの証人尋問を実施し、如何なる意図でシーテック社の社員らに対し、一審原告らに関する個人情報を提供したのか、提供した個人情報は、どこにどのように保管されており、どのように取捨選択してシーテック社の社員らに開示したのか、提供した個人情報が何故一審原告ら4人であったのか等、原審裁判所が認定した違法行為を裏付け、これと密接に関連する事項について、尋問を認めるべきであった。

ウ さらに、当審においては、大垣警察の警察官をはじめとする公安警察が、一審原告らの個人情報を、一審原告らの意思に反して、継続的かつ系統的に収集してきたこと及び警察による無限定な個人情報の収集・保管は憲法上も許されないこと、本件事件における公安警察の上記の一審原告らに関する個人情報の収集・保管が違法であることが明らかになっている。

一審原告ら4名の個人情報の収集・保管についても、違法性が濃厚となっており、一審原告ら4名の個人情報の収集・保管に関与した大垣警察の職員をはじめとする公安警察の警察官について、証人として採用し、尋問を許可し、その全容を本訴訟において解明すべきである。

以上